

港湾の保安

SOLAS条約の改正と国内法の制定

SOLAS条約（海上人命安全条約）は、海上運送システムの安全性・信頼性の確保を目的とした条約で、国際海上輸送の保安は、出発地と目的地、途中寄港地と輸送に携わる船舶の保安水準によって決まることから、保安維持にはこれらの港などが属する複数の国の協力が必要です。

2001年の米国同時多発テロ事件を受けて、海事分野の保安強化のため、SOLAS条約を改正することが合意され、2004年に発効しました。

この改正により、SOLAS条約は本来、船舶に係る安全事項を担保するものでしたが、旅客の乗降、貨物の受渡し等の船舶が関与する港湾施設の保安についても規定されることとなり、船舶と港湾施設を一体的に捉えて規制されるようになりました。

こうした改正SOLAS条約の実施を国内においても担保するため、同年に「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（国際船舶・港湾保安法）」が制定されました。

港湾における保安対策

国際船舶・港湾保安法が制定されたことにより、国際埠頭施設においては、埠頭指標対応措置の実施、埠頭保安設備の設置・維持、埠頭保安管理者の選任、訓練の実施等の保安措置を実施することが求められています。

国際埠頭施設とは、国際航海船舶（国際航海に従事する旅客船及び500トン以上の貨物船）が利用する埠頭施設のことで、特に国際航海船舶が一定以上（貨物船が年間12隻、旅客船が年間1隻以上）利用する重要国際埠頭施設においては、上記の保安措置の実施が義務付けられています。

国際埠頭施設の管理者は、これらの保安措置を埠頭保安規程に定め、承認を得ることで、当該施設がSOLAS条約の求める保安水準に適合している施設であることを対外的に示します。

(1) 埠頭指標対応措置の実施

埠頭指標対応措置とは、テロ発生の恐れに応じて設定される保安レベル（国際海上運送保安指標）に対応して実施される保安措置です。保安レベルが上がると、制限区域の管理や国際埠頭施設内外の監視等、保安確保のために実施される措置が厳しくなります。

(2) 埠頭保安設備の設置・維持

重要国際埠頭施設の管理者は、埠頭指標対応措置

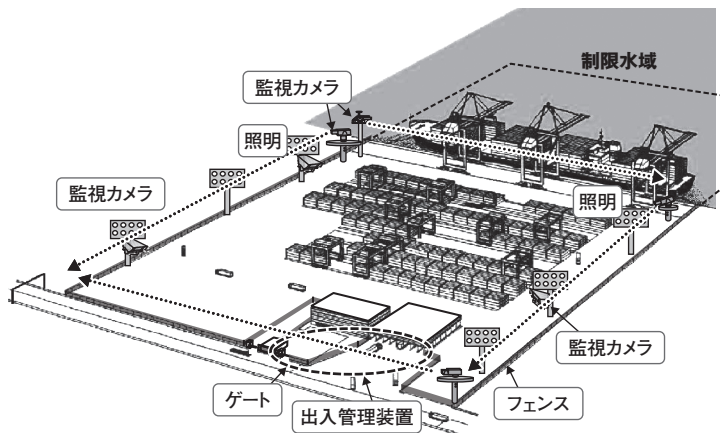


図1 埠頭保安設備の設置イメージ

を講ずるために必要な埠頭保安設備を設置し、維持しなければなりません。

埠頭保安設備には、フェンス・ゲート、保安照明、監視装置等があり、これらの性能については国土交通省令で定める技術上の基準に従うこととしています。

(3) 埠頭保安管理者の選任

重要国際埠頭施設の管理者は、施設の保安の確保に関する業務を管理させるため、埠頭保安管理者を選任しなければなりません。具体的には、施設管理者である自治体・企業や、関連会社から選任されています。

埠頭保安管理者は、国際埠頭施設の保安に関する知識及び能力を備え、保安の確保に関する業務を適切に遂行することができる管理・監督的立場である者でなければならず、そのための研修が実施されています。

(4) 訓練の実施

国際埠頭施設の管理者は、保安業務に従事する者について、埠頭指標対応措置の実施を確保するために必要な訓練を実施しなければなりません。（基本訓練：3か月に1回、総合訓練：1年に1回）。

立入検査による保安措置の確認

上述したような、承認を受けた埠頭保安規程に基づく保安措置が適確に実施されているかどうかを確認するため、国土交通大臣は職員に対して、国際埠頭施設に立ち入り埠頭保安設備等を検査させ、埠頭保安従事者等に質問させることができます（1年に1回程度）。

おわりに

以上のようにして、海上運送システムの安全性を確保するとともに、埠頭施設や我が国港湾の国際的な信頼を維持しております。